

措置状況一覧表

平成18年度包括外部監査結果：議会の執行について

項目	指摘及び意見	講じた措置
研修費	<p>政務調査費規程では、「会派の雇用する職員の参加に要する経費」(会派に係る政務調査費)、「議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」(議員に係る政務調査費)が含まれている。</p> <p>しかし、会派の雇用する職員や議員の雇用する秘書等の参加費まで研修費として支出する必要性には疑問があり、これらについては用途基準の見直しを検討されるべきであろう。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「徳島県政務調査費の交付に関する条例」に基づく「政務調査費の用途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月に作成し、当該指針において、具体的な政務調査活動例及び政務調査費から支出するのに適さない例を挙げ、用途基準を明確化した。</p>
会議費	<p>政務調査費規程では、「会派における各種会議に要する経費」(会派に係る政務調査費)と規定されているに過ぎず、会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。</p> <p>しかし、会議費として支出できる経費としては、会派が実施する議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議に要する経費等に限定されるべきであり、政務調査費規程を改正すべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「徳島県政務調査費の交付に関する条例」に基づく「政務調査費の用途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月に作成し、当該指針において、具体的な政務調査活動例及び政務調査費から支出するのに適さない例を挙げ、用途基準を明確化した。</p>
資料購入費	<p>政務調査費規程では、「会派(議員)が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」と規定されているに過ぎず、購入する図書・資料等の種類等についてそれ以上の限定はない。</p> <p>しかし、資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべきであり、政務調査費規程を改正すべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「徳島県政務調査費の交付に関する条例」に基づく「政務調査費の用途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月に作成し、当該指針において、具体的な政務調査活動例及び政務調査費から支出するのに適さない例を挙げ、用途基準を明確化した。</p>
広報費	<p>政務調査費規程では、「会派(議員)が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と規定されている。</p> <p>しかし、立法論としては広報費を用途基準から除外することが検討されるべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「徳島県政務調査費の交付に関する条例」に基づく「政務調査費の用途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月に作成し、当該指針において、具体的な政務調査活動例及び政務調査費から支出するのに適さない例を挙げ、用途基準を明確化した。</p>
事務費	<p>政務調査費規程では、「会派(議員)が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費」と記載されているに過ぎず、支出する経費の内容についてそれ以上の限定はない。</p> <p>しかし、調査研究活動との関連性が明確でないものや、購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで備品購入費として事務費</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「徳島県政務調査費の交付に関する条例」に基づく「政務調査費の用途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月</p>

	を支出することは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるので、使途基準の見直しが検討されるべきである。	に作成し、当該指針において、具体的な政務調査活動例及び政務調査費から支出するのに適さない例を挙げ、使途基準を明確化した。
使途基準に関するガイドラインの作成	政務調査費の使途の適正を確保するためには、徳島県における会派や議員の政務調査活動の実態を踏まえ、使途基準の内容を更に具体化、明確化したガイドラインを作成する必要がある。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 「政務調査費の使途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)を平成20年3月に作成した。
会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びに保存についてのルールを明確化、統一化	当監査人の要請に応じて提出された会計帳簿の写し数通を見ただけでも、その記載方法等はまちまちであり、その記載を見ただけでは支出内容が判然としないものも含まれていた。しかし、会計帳簿の内容が余りに簡略なものであれば、政務調査費の使途の適正を確保し、その事後的な検証を可能にするという目的を達成することは不可能である。 従って、会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類等の保存についてのルールを明確化し、その統一を図るべきである。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 「政務調査費の使途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)において、収支報告書作成の基となる収入と支出の状況がわかる帳簿の作成、5年間の保存(規程第8条)を明記した。
収支報告書の記載基準及び記載方法の明確化、統一化	徳島県議会においては、収支報告書の様式及び記入要領が定められているものの、各会派及び各議員において、収支報告書の記載基準及び記載方法の統一が図られていないことが窺われる。 従って、収支報告書には、政務調査活動に要した経費の全額(証拠書類等に記載されている額面の総額)と、前記の金額のうち政務調査費から支出した金額の両者を記載させるなどして、両者の関係が明確になるよう、記載基準及び記載方法を明確化し、その統一を図るべきである。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 「政務調査費の使途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)において、各種様式の記載例を示し、記載基準及び記載方法を明確化した。
調査研究活動の記録の義務化	調査研究活動を行った場合、会派及び議員には、少なくともその日時、場所、相手方及び参加した議員等の氏名、目的、内容、結果等を記載した書面の作成を義務づけ、必要に応じて調査できるような規定を設けるべきである。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成20年3月に「徳島県政務調査費の交付に関する条例」の改正を行い(4月1日施行)、事業実績報告書の提出を義務付けるとともに、「政務調査費の使途、手続等に関する指針」(通称：政務調査費ガイドライン)で、政務調査活動を行った場合は、事業実績報告に日程、調査場所、調査内容等を記入するよう変更を行った。
第三者機関の設置	議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされる(政務調査費条例11条)。しかし、現実には、政務調査費の使途の適正について十分なチェックがなされているとは言い難い。 従って、政務調査費の使途の適正を確保するためには、議会から独立した第三者機関が必要に応じて収支報告書、会計帳簿及び証拠書類等を調査し、政務調査費の使途の適正について意見を述べるができるシステムを構築することが望ましい。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成20年3月に「徳島県政務調査費の交付に関する条例」の改正を行い、1円からの領収書等の添付を義務付けた。また、政務調査費の使途の適正を確保するため、議長は、収支報告書に加え、事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂正報告書についても、提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとした。

<p>政務調査費の残額及び用途基準に適合しない支出についての返還義務の明記</p>	<p>政務調査費条例では、「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定するに留まっており（政務調査費条例12条）、会派及び議員に対して政務調査費の残額（用途基準に適合しない支出を含む。）の返還を義務づける規定は存在しない。 従って、この点については返還義務を明記する方向で政務調査費条例の改正を行うべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成20年3月に「徳島県政務調査費の交付に関する条例」の改正を行い、返還義務を明記した。</p>
<p>政務調査費の使途の透明性を確保するための方策</p>	<p>そもそも、政務調査費の制度趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって、県民生活の向上を図ることにある。だからこそ、政務調査費として少なからぬ県費（平成17年度で約1億2,000万円）が支出されているのである。その意味では、政務調査費は県民から付託されたものと言うべきであるから、政務調査費については使途の透明性が確保されなければならない、その内容については可能な限り県民に公開されなければならない。 従って、政務調査費として支出した経費については収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務づけるとともに、その内容を公開すべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成20年3月に「徳島県政務調査費の交付に関する条例」の改正を行い、1円からの領収書等の添付を義務付けるとともに、「徳島県情報公開条例」第8条第1号、第2号に掲げる非公開情報を除いたものを閲覧対象とした。</p>
<p>政務調査費の必要性についての再検討</p>	<p>当監査人としては、政務調査費が会派（議員）活動全般を助成するものであって、その使途にも制限がない（いわば会派や議員が自由に使うことのできる歳費の一部である。）と議員らが誤解しているのではないかと懸念を抱いている。このような現実に照らせば、政務調査費の必要性それ自体にも疑問を感じざるを得ない。 従って、政務調査費については、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって県民生活の向上を図ることを目的とする（そのために、県民から付託されたものである。）ということを改めて認識した上で、その廃止も含めて、政務調査費の必要性や交付金額、用途基準等について抜本的な再検討を行うことが必要であると考えます。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 政務調査費の必要性、交付金額、用途基準等について抜本的な再検討を行い、「徳島県政務調査費の交付に関する条例」の改正を実施し、明確な用途基準などを定めたガイドラインの作成、収支報告書への領収書添付等を義務づけた。</p>
<p>応召旅費</p>	<p>議員が議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときは、その居住地に応じて日額8,000円～2万2,000円の費用弁償が支給されている。 現行の応召旅費については、交通費として社会通念上、相当と認められる金額を超えていると思われるので、地方自治法203条3項に違反する疑いも否定し得ない。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 応召旅費（費用弁償）については、最高区分の2万2,000円の費用弁償を廃止したうえで、その他の支給額についても1割カットを行う「徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の改正を平成20年3月（4月1日施行）に行った。</p>
<p>委員会の視察旅費</p>	<p>県西部や県南部の視察については、全ての視察について視察日程が1泊2日となっているところ、昨今の県内の交通事情等に照らせば、県内視察については必ずしも宿泊する必要があるとまでは言い難いように思</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p>

	<p>われる。</p> <p>県外視察については、「本県にはない先進的な施設や取り組み」を調査するために県外にまで視察に赴く必要性があるとの説明がなされているが、全ての視察について視察日程が2泊3日となっており、県内視察に比して高額な費用が支出されていることをも併せ考慮すれば、投じた費用に見合うだけの成果が得られたと言えるかは疑問が残る。</p>	<p>平成19年度から、視察箇所、交通事情等を勘案し、日帰りが困難な場合を除き、原則として、1日間とすることとした。</p> <p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>平成19年度から、原則として日程は2泊3日以内とし、必要に応じ、年1回を上限として実施することとした。また、委員長は、県外視察終了後、速やかに報告書を作成し、議長に提出するとともに、議会ホームページにおいて、視察概要を掲載することとした。</p>
委員会の調査のための派遣旅費	<p>実際に提出された調査計画書、委員派遣承認要求書及び委員派遣調査報告書を調査したところ、実質的に委員会としての意思決定がなされたと評価し得るかは疑問の余地があり、調査計画書や委員派遣承認要求書の内容については実質的な審査が行われておらず、委員が要求すれば、ほぼ無条件で派遣が承認されていることが窺われ、調査によって得られた成果の内容が明らかではなく、そもそも調査計画どおりに調査が実施されたか否かを検証することも不可能である。</p> <p>以上によれば、委員会の調査のための派遣旅費については、委員派遣を承認する手続に改善すべき点があると言わざるを得ず、委員派遣調査報告書についてもより公務性を証明できる報告書とすべきである。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>平成19年9月から、委員から調査計画書が提出された場合、委員会において審査可能な場合は、委員会において派遣決定する、それ以外は、正副委員長において派遣決定の上、許可した旨を直近の委員会において報告すること、また、視察終了後速やかに委員派遣調査報告書を作成し、議長・委員長に提出することとした。</p>
議決による議員派遣旅費	<p>視察行程や視察先の選定については、全国都道府県議会議長会が主催する海外視察に参加するというものに過ぎず、議員派遣が決定された議会の議事録を見ても、議会において当該視察先に議員を派遣する必要性について議論がなされた形跡は見受けられない。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>「議員の海外視察に関する申し合わせ」の改正を行った。</p> <p>議員が海外視察を希望する場合は、事前に視察先、視察目的等を記載した「海外行政視察派遣申出書」を議長に対し提出することとした。議長は、「海外行政視察派遣申出書」の内容を議会運営委員会に諮った上で、議会の議決に付することとした。</p>
	<p>視察先における質疑応答の状況は明らかではないため、何のために海外視察を行ったのか、海外視察によって何が得られたのかを理解することができず、海外視察の必要性それ自体に疑問を抱かざるを得ない。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>平成20年2月より海外視察が終了した場合は、視察報告書を議長に提出することとし、視察報告書は議会図書室および議会ホームページにおいて公開することとし、また、本会議の質問や委員会の質疑等において視察結果を活用するなど、積極的に情報発信を行っていくこととした。</p>
	<p>視察費用については、1人あたり約80万円（北米地方行政視察）ないし約100万円（南米地方行政視察）もの費用を要しているなど決して低額とは言えず、報告書の内容を見ても投じた費用に見合うだけの効果（特に、普通地方公共団体の事務及び地方行政に関する視察の成果と呼べるだけのもの）が得られたと言えるかは疑問である。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。</p> <p>視察の費用については、「徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第4条第2項（現 第3項）に基づき支給を行ってい</p>

		る。視察の効果については、平成20年2月より視察報告書を議会図書室および議会ホームページにおいて公開することとし、また、本会議の質問や委員会の質疑等において視察結果を活用するなど、積極的に情報発信を行っていくこととした。
応召旅費の支給金額の見直し	議員の応召旅費の支給金額についても費用弁償条例4条2項を適用することを検討すべきである。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 「徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第4条第2項（現 第3項）の適用（実費制）の検討を行い、最高区分の2万2,000円の費用弁償を廃止したうえで、その他の支給額についても1割カットを行う当該条例の改正を平成20年3月（4月1日施行）に行った。
委員会による視察の決定方法の見直し	徳島県議会においては、委員会による県内及び県外視察を行うことや、県中央部以外の視察においては宿泊を行うこと等が慣例化、自己目的化しており、視察行程及び視察先の選定過程も不透明であるとの印象を受ける。従って、今後は当該委員会の所管事項に関して、当該委員会及び各委員の主体的、能動的な取組みを通じて研究課題の設定や問題意識の形成を図り、それとの関連で視察内容（視察を実施することの要否を含む。）を決定するよう留意すべきである。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成19年度から、県外視察を行おうとするときは、あらかじめ視察目的、視察箇所について協議し、委員会の意思決定を行うこととした。
委員会の調査のための派遣旅費と政務調査費（調査研究費）との区別の明確化	委員会の調査のための委員派遣については、実質的には委員会としての意思決定がなされておらず、調査計画書や委員派遣承認要求書の内容について実質的な審査が行われておらず（委員が要求すれば、ほぼ無条件で派遣が承認されている。）、調査報告の内容も極めて不十分であるという実態がある。これでは、委員派遣が委員会の調査の一環としてではなく、当該委員個人の調査活動のために実施され、県費が支出されていると言わざるを得ない。	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成19年9月から、委員から調査計画書が提出された場合、委員会において審査可能な場合は、委員会において派遣決定する、それ以外は、正副委員長において派遣決定の上、許可した旨を直近の委員会において報告すること、また、視察終了後速やかに委員派遣調査報告書を作成し、議長・委員長に提出することとした。
	各会派及び各議員に対しては、「会派（議員）が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」（調査研究費）等を支弁するために、一定額の政務調査費が交付されている。そうだとすれば、委員個人の調査活動に要する費用については、政務調査費（調査研究費）から支弁することが予定されていると言わざるべきであって、これを費用弁償（委員会の調査のための派遣旅費）として支出することは、政務調査費と費用弁償の区別を曖昧にするものである（ちなみに、委員会の調査のための派遣旅費について、議員1人あたりの平均額を算出した場合、約23万円にも上る。）	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 平成19年度から、県外視察を行おうとするときは、あらかじめ視察目的、視察箇所について協議し、委員会の意思決定を行うこととするともに、平成19年9月から、委員から調査計画書が提出された場合、委員会において審査可能な場合は、委員会において派遣決定し、それ以外は、正副委員長において派遣決定の上、許可した旨を直近の委員会において報告すること、また、視察終了後速やかに委員派遣調査報告書を作成し、議長・委員長に提出することなどの委員会調査のための視察基準等を明確化した。
	委員会の調査のための委員派遣については、委員派遣の必要性や委員会の調査事項との関連性等について、委員会で十分に審査する必要がある	平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を立ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措

	<p>と思われる。</p>	<p>置が講じられた。 平成19年9月から、委員から調査計画書が提出された場合、委員会において審査可能な場合は、委員会において派遣決定する、それ以外は、正副委員長において派遣決定の上、許可した旨を直近の委員会において報告すること、また、視察終了後速やかに委員派遣調査報告書を作成し、議長・委員長に提出することとした。</p>
<p>議決による議員派遣（海外視察）の抜本的な見直し</p>	<p>徳島県議会においては、「県議会議員の海外視察に関する申し合わせ」と題する申し合わせが存在しており、海外視察の目的、必要性、視察行程及び視察先等について吟味することなく、一定期間、議員を務めることによって当然に県費による海外視察を実施できることが慣例化、自己目的化している。これでは、海外視察がいわば議員の特権、あるいは長期間、議員を務めたことに対する褒賞と化しているとの謗りを免れず、県民感覚に照らしても極めて疑問がある。</p> <p>他の都道府県の状況を見ても、公費による議員の海外視察を凍結ないし休止しているところも見受けられるのであって、徳島県においても海外視察の見直しを検討すべき時期が来ている。 従って、海外視察については、その廃止も含めて抜本的な見直しを行うことが必要であると思われる。</p>	<p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 「議員の海外視察に関する申し合わせ」の改正を行った。 期数の制限を撤廃し、議員が海外視察を希望する場合は、事前に視察先、視察目的等を記載した「海外行政視察派遣申出書」を議長に対し提出することとした。議長は、「海外行政視察派遣申出書」の内容を議会運営委員会に諮った上で、議会の議決に付することとした。</p> <p>平成19年度に県議会で「議会のあり方検討委員会」を起ちあげ、政務調査費や費用弁償等の抜本的な検討を行い、見直しを行った結果、次の措置が講じられた。 海外視察の実施については、当分の間、緊急やむを得ない場合を除き、自粛することとした。</p>